

ID: 193

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第43条及び第44条		
例規番号	平成10年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第43条及び第44条の規定による。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第20条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第38条の検査、又は第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第27条の料金、第34条の加入金、又は第35条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第44条 管理者は、詐欺その他、不正の行為によって第27条の料金、第34条の加入金、又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日